

令和4年度

指定管理者監査報告書

多摩市営永山複合施設駐車場

指定管理者 新都市センター開発株式会社

主管部課 教育委員会教育部永山公民館

令和5年2月16日

多摩市監査委員

令和4年度指定管理者監査報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和4年度指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

令和5年2月16日

多摩市監査委員 込山 博
多摩市監査委員 荒谷 隆見

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

- (1) 公の施設
多摩市営永山複合施設駐車場
- (2) 指定管理者
新都市センター開発株式会社
- (3) 主管部課
教育委員会教育部永山公民館

3 監査の範囲

令和3年度における監査対象施設の指定管理業務に関する事務の執行について（必要に応じて令和4年度指定管理事業に係る事務の執行を含む。）

4 監査の期間

令和4年10月12日から令和5年2月15日まで

5 監査の着眼点及び評価項目

- (1) 指定管理者
 - ア 施設は関係法令等に従って適正に管理されているか

- イ 協定等に基づき指定管理事業は適切に行われているか
- ウ 指定管理事業に関する会計処理等は適正に行われているか
- エ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか
- オ 利用促進のための努力はなされているか

(2) 主管部課

- ア 指定管理者の選定から指定は、関係法令等に従って適正・公正に行われているか
- イ 指定管理における協定等の締結は、指定内容に洩れなく明確且つ適正に行われているか
- ウ 管理に関する経費等は適正に算定され執行されているか
- エ 指定管理者へ常時報告を求め、調査し、又は指示するなどの適切なる指導等は行われているか
- オ 利用促進を図るために、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか

6 監査の実施内容

監査の対象となった事務の執行について、指定管理者である新都市センター開発株式会社、主管課である永山公民館から提出された関係書類等に基づいて、証憑突合、質問、その他必要と認めた監査手続きを実施した。

第2 監査の結果及び意見

多摩市営永山複合施設駐車場の指定管理者である新都市センター開発株式会社及び主管部課について、実地調査、事前調査及び監査を行った結果、基本協定書、年度協定書及び業務仕様書に係る契約事務、施設の運営管理及び関連する事務事業の執行は、概ね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、意見として下記に述べる。

1 駐車場管制設備消耗品費について（指定管理者、所管部課）

駐車場管制設備消耗品費について、収支計画書では計上されていたが、収支報告書では計上が漏れていた（駐車場管制設備消耗品費 352,600 円、消費税 35,260 円）。消耗品を一括購入することにより経費削減の努力をしていることは評価するが、経理等の基本的な事務を疎かにせず、適正に行うよう注意されたい。

また、所管部課においては、指定管理者から提出された実績報告書等について、内容を詳細に点検し、不明点があればヒアリングを実施するなど、厳格に確認されたい。

2 収支計画書及び収支報告書について（指定管理者）

収支計画書は費目ごとに分類されているが、収支報告書は月別の収支で分類されていた。

収支報告書は、計画と実績の差異と理由を明示することが重要であり、そうすれば、1のような計上漏れについても未然に防ぐことができる。収支報告書について、月別の収支とは別に費目ごとに分類したものを作成されたい。

3 負担区分について（所管部課）

令和3年度は、場内の高さ制限標識及び安全ガードの補修を実施し、利用者の安全性の向上を図っているが、補修に要した消耗品等57,200円について、指定管理者ではなく市で購入していた。基本協定書では、負担区分について大規模修繕は市、小規模修繕は指定管理者の負担としているが、大規模修繕と小規模修繕の定義が明確になっていなかった。市で負担することが多くなれば、指定管理者制度を導入している意義が薄れてしまうため、修繕規模の区分について明確に定義されたい。

第3 指定管理の概要

1 施設の概要（令和5年1月1日現在）

- | | |
|----------|-----------------------------|
| (1) 名称 | 多摩市営永山複合施設駐車場 |
| (2) 位置 | 多摩市永山一丁目5番地 |
| (3) 施設規模 | 1,481.34 m ² |
| (4) 形式 | 鉄筋一部鉄骨コンクリート造 建物内自走式駐車場（1層） |
| (5) 駐車台数 | 50台（うち身体障害者用2台、公用車用6台） |
| (6) 竣工 | 平成9年1月 |

2 指定管理者の選定

多摩市営永山複合施設駐車場は、市が管理運営を行ってきたが、公の施設の管理に民間や市民の力を活用する指定管理者制度を導入したことにより、平成18年4月1日から指定管理者制度による管理運営を行っている。指定期間などは以下のとおりである。

- ・指定期間【第1期】 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで（3年／公募）
新都市センター開発株式会社
- ・指定期間【第2期】 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで（5年／公募）
新都市センター開発株式会社
- ・指定期間【第3期】 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年／非公募）
新都市センター開発株式会社
- ・指定期間【第4期】 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで（5年／非公募）
新都市センター開発株式会社

3 市と指定管理者との主な協定内容

- (1) 指定期間は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までとする。【基本協定書第4条】
- (2) 業務の範囲は次のとおりとする。【基本協定書第7条】
 - ア 駐車場の使用の許可及び制限に関する業務
 - イ 駐車場の施設又は附帯設備の維持管理に関する業務
 - ウ ア・イに掲げるもののほか、教育長が特に必要と認める業務
- (3) 永山複合施設駐車場の使用料は、多摩市の収入とする。【基本協定書第9条】
- (4) 個人情報の取扱に関しては、多摩市条例の規定のほか「指定管理者に係る個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。【基本協定書第12条】
- (5) 駐車場の管理に係る財産を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。【基本協定書第14条】
- (6) 指定期間内における責任の区分については、「負担区分」に基づくものとする。【基本協定書第25条】

4 事業の概要

多摩市営永山複合施設駐車場は、永山公民館、永山図書館、消費生活センター等で構成する永山複合施設の利用者の駐車場所を確保するための駐車場として商業施設の中に設置されている。指定管理者の業務内容は、永山複合施設駐車場利用者への駐車券の発行及び使用料の徴収、施設の維持管理等である。指定管理者は、同駐車場の管理運営にあたり、複合施設の効用を最大限発揮するとともに、利用者の公平な利用の確保とサービスの向上を図るものである。

5 施設の利用状況

令和3年度の多摩市営永山複合施設駐車場の利用状況は、以下のとおりである。また、月別の利用状況は別表1のとおりである。

- ・ 入庫台数 63,083 台
- ・ 認証台数 45,261 台（1時間又は長時間の無料認証サービスを行った台数）
- ・ 有料台数 19,910 台
- ・ 使用料 8,547,360 円

6 指定管理者の収支

多摩市営永山複合施設駐車場の指定管理者の令和3年度の収支決算状況は別表2のとおりである。

令和3年度の総収入額は8,848,400円、総支出額は8,582,280円で、差引額は266,120円である。消費税を含めた指定管理料は、8,848,400円であり、同駐車場については利用料金制をとっていないため、指定管理料が収入のすべてとなっている。

【別表 1】

令和 3 年度 多摩市営永山複合施設駐車場月別利用状況

(単位：台・円)

月	年度	入庫台数	認証台数	有料台数	使用料
4 月	2	1,117	367	510	230,640
	3	4,867	3,570	1,539	652,320
	前年比	3,750	3,203	1,029	421,680
5 月	2	1,122	419	522	221,880
	3	4,746	3,123	1,370	540,720
	前年比	3,624	2,704	848	318,840
6 月	2	3,388	2,503	890	342,480
	3	6,001	4,040	1,825	721,560
	前年比	2,613	1,537	935	379,080
7 月	2	4,375	3,509	1,230	479,400
	3	6,410	4,374	2,050	915,120
	前年比	2,035	865	820	435,720
8 月	2	4,531	3,717	1,179	445,440
	3	5,354	4,040	1,469	680,160
	前年比	823	323	290	234,720
9 月	2	4,655	3,768	1,234	464,520
	3	4,903	3,630	1,474	597,360
	前年比	248	▲ 138	240	132,840
10 月	2	4,893	3,866	1,424	562,800
	3	5,562	4,081	1,847	799,680
	前年比	669	215	423	236,880
11 月	2	4,645	3,738	1,277	528,000
	3	5,274	3,923	1,782	738,960
	前年比	629	185	505	210,960
12 月	2	4,532	3,627	1,316	539,280
	3	5,153	3,782	1,731	720,240
	前年比	621	155	415	180,960
1 月	2	3,755	2,963	923	319,080
	3	4,598	3,425	1,399	563,160
	前年比	843	462	476	244,080
2 月	2	4,276	3,300	1,185	461,760
	3	4,739	3,475	1,480	645,600
	前年比	463	175	295	183,840
3 月	2	5,448	4,021	1,623	662,640
	3	5,476	3,798	1,944	972,480
	前年比	28	▲ 223	321	309,840
合計	2	46,737	35,798	13,313	5,257,920
	3	63,083	45,261	19,910	8,547,360
	前年比	16,346	9,463	6,597	3,289,440

【別表 2】

令和 3 年度 多摩市営永山複合施設駐車場収支決算

(単位：円)

費目	予算	決算	差額
収入 (A)	8,848,000	8,848,400	400
指定管理料	8,044,000	8,044,000	0
消費税等	804,000	804,400	400
支出 (B)	8,848,000	8,582,280	▲ 265,720
駐車場管理直営人件費	1,832,000	1,608,600	▲ 223,400
駐車場管理委託人件費	5,486,000	5,486,400	400
駐車場管制設備保守点検費	465,000	465,000	0
駐車場管制設備消耗品費	382,000	352,600	▲ 29,400
賠償責任保険料	50,000	39,280	▲ 10,720
消費税等	633,000	630,400	▲ 2,600
収入支出差額 (A) - (B)	0	266,120	—

※ 指定管理者の収支報告書では、駐車場管制設備消耗品費の決算は 0 円であるが、352,600 円（消費税 35,260 円）に訂正して整理している（2 ページの「第 2 監査の結果及び意見、1 駐車場管制設備消耗品費について」を参照）。